


北九州広域都市計画道路網図・北九州広域都市計画道路調書の見方

《北九州広域都市計画道路網図の見方》

(1) 計画・事業段階の見方

■北九州広域都市計画道路網図の表示方法

- ①完了済区間:都市計画決定、事業実施を経て、整備完了しているもの
黒着色()


完了済区間においても部分的に完了していない箇所があります。


お調べになる土地が都市計画道路区域内にあるかを

都市計画課前に設置している「北九州市都市計画情報案内システム」で確認してください。

都市計画道路区域内である場合やご不明な場合は、係員にお尋ねください。

- ②事業中区間:都市計画決定後、事業決定され、現在事業中のもの

赤実線():街路事業で実施中

赤破線():道路事業等で実施中



事業の詳細について確認したい場合は
係員にお声掛けください。
(事業担当部署にお繋ぎします)

- ③計画決定のみ:都市計画決定されて、事業決定されていないもの

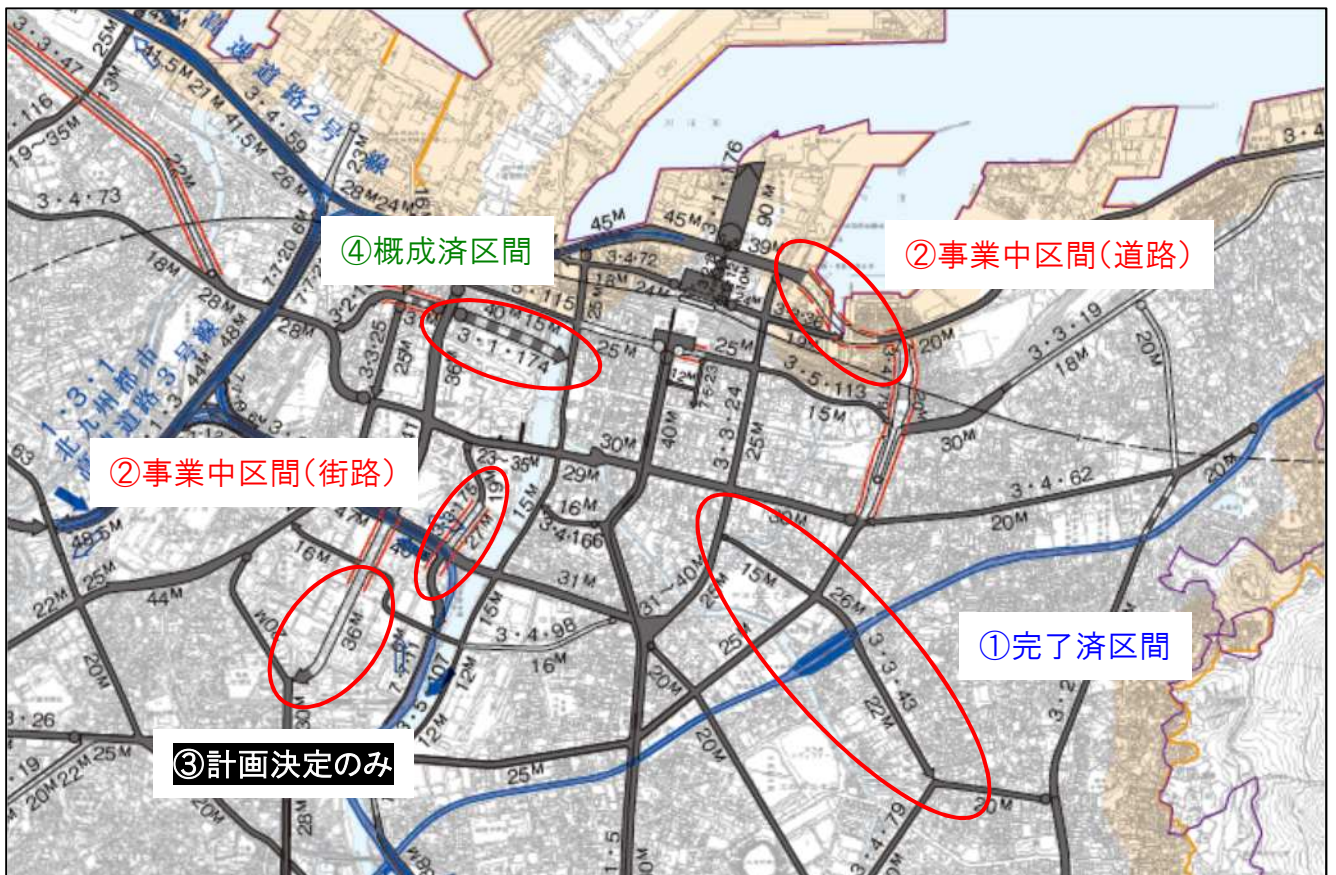
白抜き()

- ④概成済区間:計画幅員2/3以上または4車線以上完成しているもの

縞模様()

※概成済区間は整備済幅員が計画幅員まで達していないため、扱いとしては**計画決定のみと同じ**です。

(都市計画道路網図における表示の例)

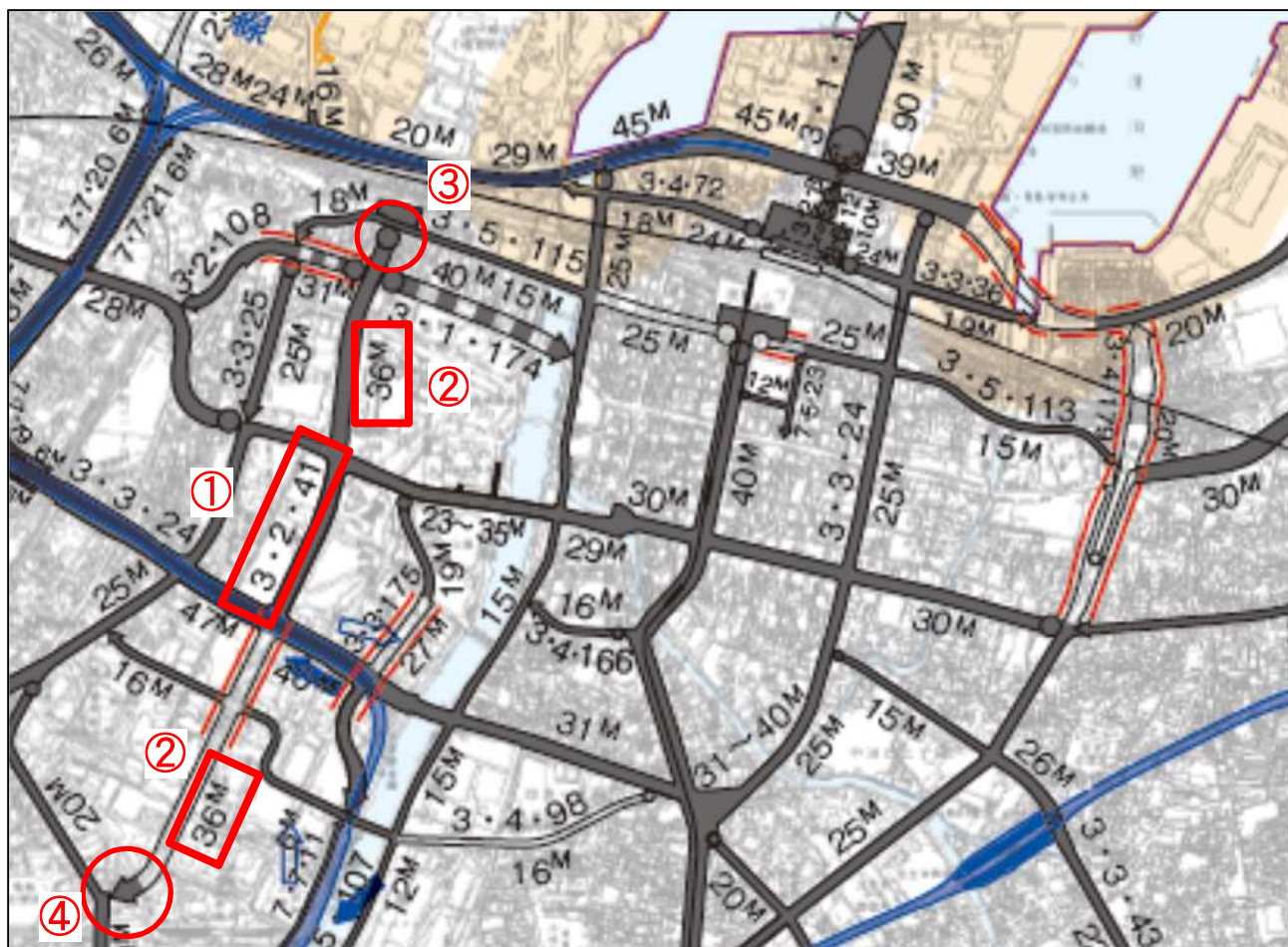


(2) 路線番号等の見方

北九州広域都市計画道路網図では、以下の情報を閲覧することができます。

- ① 路線番号(下図の場合は、「3・2・44-41」)
- ② 該当区間の計画幅員(下図の場合は、「36m」)
- ③ 起点の位置(○ または ● の場所が該当路線の**起点**となります)
- ④ 終点の位置(← または ← 黒 の場所が該当路線の**終点**となります)

(路線番号等の見方)



(3) 都市計画道路の内容の見方

都市計画道路の内容については、(2)によって調べた路線番号を用いて、北九州広域都市計画道路調書(紙ファイル)内の「都市計画道路 変更経緯」により閲覧することができます。

北九州広域都市計画道路調書では、区分別(区分については次のページに記載)、路線番号順に記載されています。以下のように付箋を付けています。

- 路線番号が「1」から始まる路線(例:1・3・44-1)は付箋の「①」
- 路線番号が「3」から始まる路線(例:3・1・44-1)は付箋の「③」
- 路線番号が「7」から始まる路線(例:7・4・44-1)は付箋の「⑦」
- 路線番号が「8」から始まる路線(例:8・7・44-1)は付箋の「⑧」
- 路線番号が「9」から始まる路線(例:9・7・44-1)は付箋の「⑨」

なお、閲覧する内容については、事業者の方によって様々ですが、一般的には以下の内容です。以下の「北九州広域都市計画道路調書の見方」のとおり、内容が閲覧できます。

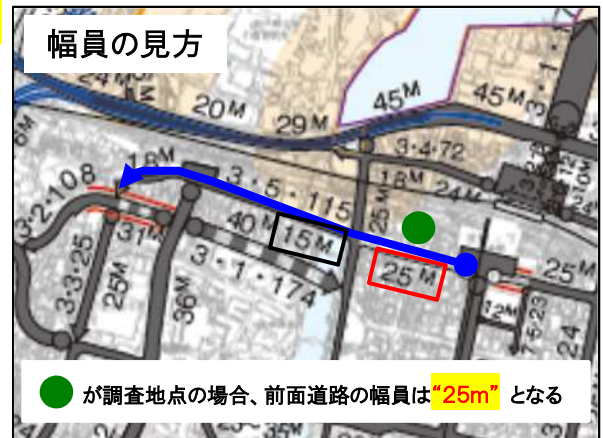
- ① 路線番号
- ② 名称
- ③ 代表幅員(当該路線のうち、“最も延長が長い区間”の幅員)

※調査地点の幅員とは異なる場合があります(右図参照)

- ④ 計画決定日(当初)

上記のほか、以下の情報が記載されています。

- ⑤ 延長
- ⑥ 車線数(代表区間)
- ⑦ 告示番号
- ⑧ 計画決定者(告示行為を行った機関)



《北九州広域都市計画道路調書の見方》

種別	路線番号			道路名称	延長(m)	車線の数	幅員(m)	告示年月日 告示番号 変更内容:			計画決定者	備考
	区分	規模	番号					告示年月日	告示番号	変更内容:		
幹線街路	幹線	線		街路12号線	15,230		40	昭42.3.22	建設省告示第755号		建設省	国道495号
							④	変更内容:追加	⑦	⑧		
				17,335		50	昭46.12.2	福岡県告示第1088号		福岡県知事		
							変更内容:終点、幅員、線形					
	3	1	1	12号線	17,340		50	昭49.11.26	福岡県告示第1518号			
				②				変更内容:名称				
				17,330		50	平成7.4.21	福岡県告示第844号				
							変更内容:区域					
				15,820	8	50	平成24.3.16	福岡県告示第410号				
						⑥	③	変更内容:終点、延長、幅員、線形、区域				
				15,470			平成26年12月5日	北九州市告示第498号		北九州市		
						⑤	変更内容:起点					
3	1	44-1					平成29年1月24日	北九州市告示第29-2号				
			①				変更内容:名称変更					

※④計画決定日等以外の項目は、当該路線の一番下の段が最終変更です。

≪参考≫都市計画道路の種類等について

(1)都市計画道路の番号(区分・規模・一連番号)

(例 1・3・44-1とは = 自動車専用道路・幅員 22m以上 30m未満・1番)

【区分】

- 1 自動車専用道路
- 3 幹線街路に相当するもの
- 7 区画街路
- 8 特殊街路(歩行者専用道路、自転車道または自転車歩行者道)
- 9 特殊街路(都市モルレー専用道等)

【規模】

- 1 幅員 40m以上のもの
- 2 幅員 30m以上 40m未満のもの
- 3 幅員 22m以上 30m未満のもの
- 4 幅員 16m以上 22m未満のもの
- 5 幅員 12m以上 16m未満のもの
- 6 幅員 8m以上 12m未満のもの
- 7 幅員 8m未満のもの

【一連番号】

当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付しています。